

市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書

今日、市町村の国民健康保険事業は、加入している多くの人たちが、高齢者や低所得者、無職者であることから、財政基盤がぜい弱であり、厳しい市町村の財政状況の下で、毎年、一般会計からの多額の繰り入れを行い、被保険者の保険料の負担軽減を図るなど、厳しい事業運営を強いられている。また、保険料の高額負担に耐えかね、受診を抑制する事態も生まれている。

市町村国保の総収入に対する国庫支出の割合が1980年度に59.3%であったものが、2007年度には25.3%まで低下している中で、加入者世帯の平均所得は276.5万円（1991年度）から166.9万円（2007年度）へと大きく下がり、一方で、1人当たりの保険料は65,284円から84,367円へと逆に上がっており、被保険者にとって、保険料の負担は既に限度に達していることを示している。

こうした中で、普通調整交付金の減額措置や医療費負担の軽減による地域住民の福祉向上を目的とした地方単独事業に対して国庫負担金等の減額措置が行われることは、市町村及び国民健康保険事業の財政をますます圧迫することとなり、国民健康保険事業の安定的運営と低所得層等の保険料負担軽減を図ることは、もはや市町村の努力にも限界があり、極めて困難な状況にある。

いま、国民が安心して医療にかかれる社会保障制度としての国民健康保険の再生が切実に求められている。

よって、政府においては、市町村の国民健康保険事業を安定的に運営するため、国庫負担の引き上げを講じるなど、財政措置の大幅な拡充をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）10月29日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民主党・市民連合、日本共産党

及び市民ネットワーク北海道所属議員全員